

(別 紙)

水道施設工事における技術者の資格要件について

安 芸 市

1. 目的

安芸市が発注する水道施設工事は重要なライフライン工事であり、その適切な施工にあたっては、配管・接合に関する新たな知識や技能の習得が要求されること。

また、施工現場の品質の更なる向上、技術者の育成を目的とし、配管作業に従事する技術者を配管技能者として、下記の資格要件を取得したものを配置することを求めるもの。

2. 配管技能者の資格

(1) 資格一覧

- (ア) 配水用ポリエチレンパイプシステム協会 (POLITEC) の配管施工講習会の受講修了者
- (イ) (社) 日本水道協会の配水管技能者名簿に「一般登録」で登録されている者
- (ウ) (社) 日本水道協会の配水管技能者名簿に「耐震継手」で登録されている者
- (エ) (社) 日本水道協会の配水管技能者名簿に「大口径」で登録されている者

工事種別	要件
水道配水用ポリエチレン管を含む工事	(ア) かつ受注者と恒常的な雇用関係 (正社員) である者
ダクタイル鋳鉄管一般配管 (K形等の一般継手) を含む工事	(イ) かつ受注者と恒常的な雇用関係 (正社員) である者
ダクタイル鋳鉄管耐震管 (NS形等の耐震継手) を含む工事	(ウ) かつ受注者と恒常的な雇用関係 (正社員) である者
ダクタイル鋳鉄管大口径管 (口径 500mm 以上の耐震継手等 (NS形管等)) を含む工事	(エ) かつ受注者と恒常的な雇用関係 (正社員) である者
上記以外の工事	(ア) ~ (エ) いずれか

(注意事項)

- ① 配管管作業中は届出された配管技能者が工事現場に常駐し、配管作業を行わなければならない。ただし、当該工事において配管作業が行われない場合は他の工事の配管技能者として従事することができる。
- ② 配管技能者は作業中資格者証を携帯していなければならない。
- ③ 配管技能者は他工事の専任技術者、営業所の専任技術者（当該営業所において請負契約が締結された建設工事であって、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるものについては除く）であってはならない。
- ④ 契約時に届け出た配管技能者は原則として工事完成まで同一の者であること。ただしやむを得ず工事の途中に変更が必要になった場合、速やかに別の者を届け出ること。